

令和 6 年 5 月 22 日現在

機関番号：24405

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01265

研究課題名（和文）近世と近代をつなぐ刑事法と刑事裁判 - 地方検察庁旧蔵史料からうかがう

研究課題名（英文）Criminal Law and Criminal Justice Connecting the Early Modern and Modern Periods

研究代表者

安竹 貴彦（YASUTAKE, Takahiko）

大阪公立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20244626

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 500,000円

研究成果の概要（和文）：地方検察庁に長く保存され、現在は国立公文書館が所蔵する明治初年の大阪府および若松県の刑事裁判記録を中心に翻刻・分析し、その特徴や裁判担当役人につき「近世と近代の連続性」という観点から解明と比較を試みた。

近世との法的・人的連続性が強い大阪府と、連続性の薄い若松県を分析することにより、当時の両地域の実態を知ることができたとともに、相対的分析のための視座を獲得することが可能となった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「近世と近代の連続性」という観点から、明治初年の法・裁判・刑罰そしてそれに携わった人々について分析を加えることにより、歴史学・法制史学研究の全般的傾向として断絶しがちな「近世」と「近代」とを架橋する試みを行った。それは同時に、西洋法を継受する前のわが国の「実務法学」や「裁判」の水準と問題点を明らかにする作業でもあり、西洋法継受を比較的短期間で可能たらしめた要因を探ることをも意味する。

また、現在国立公文書館が所蔵する地方検察庁旧蔵文書群につき、「比較」という視点を取り入れることで、新たな活用の可能性を提案した。

研究成果の概要（英文）：I transcribed and analyzed the records of criminal trials of Osaka and Wakamatsu prefectures in the early Meiji period, which have been preserved for a long time at the District Public Prosecutors Office and are now in the possession of the National Archives of Japan. By analyzing Osaka Prefecture, which has a strong legal and personal continuity with the early modern period, and Wakamatsu Prefecture, which has a weak continuity, I was able to learn about the actual situation in both regions at the time and gain a perspective for comparison.

研究分野：日本法制史

キーワード：明治初年 断獄 刑罰 若松県 大阪府

1. 研究開始当初の背景

明治初年の刑事法に関する共通認識は、明治3(1770)年末に新政府により頒布された「新律綱領」が、翌年の「廃藩置県」後に全国的に実施された最初の統一刑事法として機能した、というものであると考えられるが、それ以前 - すなわち旧幕府法や藩法などが用いられた時期 - の各地の状況、新法「新律綱領」導入後の運用実態、そして警察・裁判業務に携わった人々などについては、いまだ十分に解明されたとはいえない現状がある。

申請者は、かつて大阪地方検察庁所蔵史料(現在は国立公文書館所蔵)の調査に参加した経験から、明治初年大阪府の断獄(刑事裁判)とそれに携わった人々に関心を持ち、20年以上にわたり史料の翻刻紹介およびこれらを利用した研究を継続してきた。

上記の作業を通じ、大阪府の場合、人的資源や物的資源、あるいは準拠法などに「近世との連続性」がかなり色濃く見られることが判明した。具体的には、大坂町奉行所・大坂代官所の実務に携わる役人(実務法曹)たちの新政府への再雇用と彼らを中心とした断獄、府庁や牢・徒刑場など各種施設の再利用、旧幕府法「公事方御定書」への準拠などであり、これらが大阪府独自の特徴を形成していたことも明らかになりつつある。また、その後の「司法と行政の分離」が進行する過程においても、旧体制の人的資源は活用され、少なくとも明治前半期の警察・裁判組織に少なからぬ影響を及ぼした。

このような成果を踏まえ、今回の申請では、大阪府以外の地域に関し、地方検察庁旧蔵史料および現地史料を中心に、明治初年の断獄とそれに携わった人々の状況を解明することで、相対的に観察・評価するための素材と視座を獲得することに主たる目的を置いた。

さらに、近年の法制史研究の全般的傾向として、「前近代」と「近代」の間には断絶が存在するようにも感じられることから、「明治初年の断獄」が、それらを架橋する試みとして格好の素材であると考えたことも申請理由のひとつであった。

また、断獄関係史料は、当時の法・裁判や刑罰のあり方のみならず、各地域における当時の世相やひとびとの意識、中央との関係性、あるいは身分制など、様々な情報を含むものでもあることから、歴史学や法制史学に対し、それらを考察するための一素材を提供する意義もあると考えた。

2. 研究の目的

上記のような背景から、大阪府とは大きく異なる状況で近代を迎えた地域を選択し、検察庁旧蔵史料を中心に翻刻・分析を加えることで、当該地域での「断獄」の状況とそれに携わった人々を明らかにし、相対的に比較するための素材と視座を獲得することに研究の主目的を置いた。

当初は、分析対象として「若松県」と「熊本藩」を想定していた。周知のように、会津藩は新政府に対し頑強に抵抗を続けたことから、降伏後に藩主や主な藩士たちは謹慎処分後、遠く離れた「斗南」の地へと転封を余儀なくされた。「廃藩置県」よりかなり早い時期(明治2年前半)に若松県が設置され、旧藩とは異なる人々による統治が開始された。それゆえに若松県は「難治県」のひとつでもあった。このようないわば「近世と近代との連続性が『薄い』地域」において、誰が、どのような法に基づき刑事裁判を行い、科刑を実施したのかを明らかにすることで、比較のための好材料を獲得できると考えたからである。

また、「熊本藩」は近世から律令研究が盛んであり、宝暦期に制定された藩法「刑法草書」により従来の追放刑を廃し、特別予防主義的性格を有する刑罰「徒刑」を最初に導入した地域として知られている。その後、会津藩はこの熊本藩の「刑法草書」の影響を受け、寛政期に藩法「刑則」を制定し、やはり「徒刑」を導入した。

熊本藩は、発足当初の明治新政府においても重要な役割を担い、「新律綱領」以前の律系刑法典「仮刑律」作成の中心となった。この熊本藩の明治初年の断獄やその準拠法につき分析を加えることで、「近世との連続性」の有無や「先駆的な法体系」を有した地域の近代化の状況を知り、さらには「廃藩置県」後の変化についても分析を加えることで、大阪府・若松県・熊本藩の3つの視座を獲得することを研究目的として掲げた。

研究資金を獲得後、地方検察庁旧蔵文書群から「廃藩置県」前後までの時期における「若松県」「熊本藩」両地域の断獄関係史料を抽出し、これらの史料画像を国立公文書館に申請し入手する作業はほぼ完了した。但し、申請者の管理職就任やコロナウィルスの影響もあり、研究期間を1年延長したものの、現地調査が当初の想定通りには実施できなかったことから、今回は「若松県」を中心に分析を進めることとし、「熊本藩」については機会を改めることとした。

3. 研究の方法

国立公文書館所蔵の地方検察庁旧蔵文書のなかから、「若松県」「熊本藩」の断獄関係史料群を抽出、その画像の交付申請をして入手する作業から開始した。収集史料の作成時期は当面、明治

元年から「廃藩置県（明治4年7月）」後しばらくの間までとし、この期間の現存する両地域の同館所蔵断獄関連史料を網羅することとした。また、大阪府の断獄関係史料についても、検察庁での史料調査時に申請者自身が撮影した画像に加え、より翻刻の正確を期すために、同館への画像交付申請を継続した。

大阪府の場合、地検旧蔵文書は明治2年～4年までに限定しても、ほぼ途絶なく計約70冊もの簿冊が残されていた。これに対し、「若松県」「熊本藩」ともに史料の残存状況は大阪府に比し良好とはいえず、いずれも10冊足らずであったことから、これらの史料画像の取得は研究期間内にほぼ完了した。

その後、素材提供も兼ね、上記地検旧蔵断獄関連史料のうち「若松県」分につき、作成時期の古い順に重複を避けつつ翻刻作業を行い、所属機関の紀要に史料紹介を開始した（現在も継続中）。

同時に大阪府の断獄関連史料についても、明治2年分（全24冊）の翻刻は、研究費申請前に概ね完了していたことから、引き続き明治3年分（全22冊うち1冊欠本）の史料紹介を実施した（現在も継続中）。

また、若松県の断獄担当者の氏名については、概ね上記検察庁史料から判明するものの、彼らの出自や各種手続の実態などを知るためには、現地での史料調査が不可欠であった。上記のような理由から、実際に福島県での現地史料調査が可能となったのは、2022年度末ごろからであったが、期間中に福島県立歴史資料館、福島県立図書館、福島県立博物館、会津市立図書館、会津市立歴史資料センターなどで、職員の方々のご協力のもと、史料調査と撮影を実施することができた。これらの現地史料に関して、現時点では翻刻紹介は予定していないが、全文あるいは必要部分の翻刻作業を行い（現在も継続中）、その成果の一端は上記史料紹介時の解説や注記に活用した。

さらに、国立公文書館・国立国会図書館のデジタルアーカイブや、旧会津藩領の各自治体史などからも断獄関連史料や各種の情報を抽出した。

以上のように、福島地方検察庁旧蔵文書を中心とし、これにその他の各種関連史料を組み合わせることで、明治初年若松県の断獄とそれに携わった人々（その出自を含む）、あるいは当時のこの地域の状況を、史料に則して復元する試みを行った。

4. 研究成果

若松県の明治初年断獄関連史料として、所属機関の紀要に計3種の地方検察庁旧蔵文書の翻刻紹介を完了した（「罪文編冊（明治元年11月～2年8月）」「所置済口書（2年6月～12月）」「刑律断定（3年正月～11月）」、計7回連載。なお、現時点でさらに2種の史料につき、掲載準備を完了）。その際、単純に翻刻のみを行うのではなく、上記周辺史料から得られた情報も各件の末尾に注記し、相互参照が可能となるよう心掛けた。

その間、大阪府の地検旧蔵文書「諸吟味書」の翻刻も継続し、期間内に明治2年分3冊、同3年分5冊の計8冊の紹介を完了した。

両史料群ともに今後も翻刻・紹介を継続する予定であるが、これらの作業と現地調査を通じて判明したのは、概ね以下のようなものであった。

[若松県]

・会津藩の降伏直後から若松県設置までの間、同地域を統治したのは「民政局」であったが、戦争直後の行刑施設や準抛法（体系的刑罰体系）が十分に存在しない状況下においては、極刑を除き多くの犯罪者を、「長々入牢」「格別寛典之御処置」などを理由に放免せざるを得なかった。但し、部分的には旧会津藩時代の刑罰（「刑則」制定後も引き続き行われた従前の刑罰）が実施された（なお、藩法「刑則」じたいは当時捜索中の状態にあった）。

・若松県は、立県（実質的設置は2年6月）直後に現地を訪れた刑法官の役人から「仮刑律」をなかば強引に借用し、これを筆写することで、ようやく不充分ながらも準抛法を入手し、実質的な断獄を開始した。但し、不完全な法「仮刑律」をそのまま適用することは困難であり、必要に応じ変更や裁量を加えるなど、種々の工夫（苦心）をせざるを得なかった。また、この時期においても、とくに軽微な犯罪には旧会津藩時代の従前からの刑罰が適用されており、基本的には「仮刑律」+「旧会津藩期の刑罰」の運用で、「新律綱領」の頒布を迎えた。

・若松県の「徒罪」は立県からやや遅れ、明治2年9～10月頃から開始されたと推測されるが、旧藩徒刑施設の再利用はできず、県独自の徒刑場が設けられたのはさらにしばらく後のことであった。また、十分な作業場を持たないことから、構内作業ではなく外業が中心とならざるを得なかった。とりわけ少なからぬ徒刑囚が管下の鉾山へ移送され、雑役夫として使役されたことは特徴的である。また、女性の「徒罪」は、「新律綱領」期に入っても「村預け」で代替していた。男性徒刑囚も刑期中に病気になる者の割合が多く、過酷な刑罰であったことを推測させる。病囚は親類・村役人預けとなり、快復まで預け期間の延長を繰り返した。また、模範囚に対しては、大阪府と同様に、刑期短縮や役付への就任などの措置が実施された。

・既に先行研究が指摘するところではあるが、若松県下での贖金造りやその行使は、旧会津藩人を中心に盛行し、百姓・町人らもこれに加担し処罰される者が（大阪府のそれと比較しても）非常に多かった。原則通り極刑に処された者も少なからず存在したが、その余りの多さに若松県独

自に緩刑処置が取られることも珍しくなかった。

・若松県には城下の本県のほかに、津川と田島に出張所（後に局）が置かれ、それぞれ統治にあたったが、明治3年4月に口書（自白書）をすべて本県に送致し刑罰を伺う形式に変更したことで、県下における「刑の統一」が図られた。

・先行研究からは、民政局職員の多くは加州・松代・越前・高田などのいわば「占領軍」から構成されていたことが明らかにされている。他方、若松県職員はごく上層部を除き、その多くが旧会津藩の近隣諸藩（奥羽越列藩同盟加入の諸藩）から招集されたことが各種史料から判明する。その招集の経緯や理由、若松県での配置先と旧藩時との「職務の連続性の有無」などについては、いまだ判然としない部分も残されており、今後、周辺諸藩地域での現地史料調査や自治体史の分析などにまで範囲を広げる必要がある。

また、これらの成果については、今年度以降に論考を中心に詳述する予定である。

[大阪府]

今回の研究期間中に、海外の日本史研究者 Timothy David Amos 氏（現在はシドニー大学）が、申請者が現在までに翻刻紹介した大阪府の刑事判決記録や著書を素材に、明治初年の「身分法違反と地域的支配慣習に関する法的判断」についての英文論考を著された。その改訂和訳版の作成・出版にあたり、申請者にコメントおよび論考の執筆を求められたことから、明治初年大阪府の断獄の特徴につき再考する機会を与えられた。

論考では概ね以下のような各論点につき考察を加えた。

・明治初めの新政府による「死刑相当犯のみ中央への伺を要する」旨の通達により、結果的に大阪府には、近世の大坂町奉行所よりはるかに広範な「刑罰決定に関する裁量の余地（手限仕置）」が与えられることになった。

・明治初年の大阪府は「新律綱領」頒布まで、原則として、「公事方御定書の追放刑を徒刑に読み替え」たものを準拋法としたが、それは同時に、「公事方御定書」適用に際しての近世以来の各種原則や、実務慣行の継受をも意味した。そして、その最大の原因は、「近世と近代の人的資源の連続性（元与力・同心らの再雇用）」にあった。

・但し、上述の広範な「刑罰決定に関する裁量の余地」は、御定書に拘束されない新たな原則を生む契機ともなった。それを主導したのは実務法曹（旧幕役人）ではなく、むしろ中央から派遣された大阪府上層部であった。

・「公事方御定書」から「新律綱領」への移行期（旧法と新法のはざま）には、大阪府においても、旧法による弊害を新法により是正すべく、様々な試みや中央政府への要請が行われた。しかし、中央政府はそれに充分に対応しきれなかった。

・「公事方御定書」体系下で認められていた「被差別身分に与えられた科刑の自律性」や「身分刑」は、明治初年の大阪府においても残存したが、刑罰体系の変化や近代化の過程で、徐々に変質を余儀なくされた。

[熊本藩]

上述のように、今回の研究期間中に熊本藩の断獄関連史料に関し、詳細な分析を行うことはできなかった。但し、同藩が中心となって作成した「仮刑律」は、藩内での断獄の際の準拋法には利用されておらず、「刑法草書」が引き続き適用されていたことを、地検旧蔵史料群から確認しえた。但し、近代に入ってから断獄手続の変化の有無や、「新律綱領」受容後の変化については今後の課題とせざるを得ない。

なお、申請者も参加する「藩法研究会」は近年、近世における同藩の刑事判決録を精力的に刊行中であることから、「近世と近代」を架橋するための環境は整いつつあり、若松県に一定の目処が付き次第、同藩についても着手したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 安竹貴彦	4. 巻 70-1
2. 論文標題 「刑律断定」(2) - 明治初年若松県の刑事関係史料(その3)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 30-63
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 安竹貴彦	4. 巻 70-2
2. 論文標題 「刑律断定」(3) - 明治初年若松県の刑事関係史料(その3)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 23-60
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 安竹貴彦	4. 巻 70-3-4
2. 論文標題 「刑律断定」(4・完) - 明治初年若松県の刑事関係史料(その3)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 大阪公立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 69-100
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 70-1
2. 論文標題 「諸吟味書」(4番帳の2) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 168-196
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 70-2
2. 論文標題 「諸吟味書」(5番帳の1) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪公立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 389-410
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 70-3・4
2. 論文標題 「諸吟味書」(5番帳の2) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 大阪公立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 904 - 933
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦	4. 巻 69巻1号
2. 論文標題 「所置済口書(巻)」 - 明治初年若松県の刑事関係史料(その2)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪公立大学)	6. 最初と最後の頁 33-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・「諸吟味書」研究会	4. 巻 69巻1号
2. 論文標題 「諸吟味書」(3番帳の1) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪公立大学)	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦	4. 巻 69巻2号
2. 論文標題 「所置済口書」(弐・完) - 明治初年若松県の刑事関係史料(その2)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪公立大学)	6. 最初と最後の頁 29-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・「諸吟味書」研究会	4. 巻 69巻2号
2. 論文標題 「諸吟味書」(3番帳の2) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪公立大学)	6. 最初と最後の頁 1-28
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦	4. 巻 69巻3・4号
2. 論文標題 「刑律断定」(巻) - 明治初年若松県の刑事関係史料(その3)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪公立大学)	6. 最初と最後の頁 34-70
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・「諸吟味書」研究会	4. 巻 69巻3・4号
2. 論文標題 「諸吟味書」(4番帳の1) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪公立大学)	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 「罪文編冊」 - 明治初年若松県の刑事関係史料 (その1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学雑誌 (大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 26-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 68巻1号
2. 論文標題 「諸吟味書」 (1 番帳の1) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学雑誌 (大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 1-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 68巻2号
2. 論文標題 「諸吟味書」 (1 番帳の2) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学雑誌 (大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 1-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 68巻3号
2. 論文標題 「諸吟味書」 (2 番帳の1) - 明治3年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学雑誌 (大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 「諸吟味書」(2番帳の2) - 明治3大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 1-25
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 66巻3・4号
2. 論文標題 「諸吟味書」(24番帳の1) - 明治2年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 74-115
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 67巻1・2号
2. 論文標題 「諸吟味書」(24番帳の2・完) - 明治2年大阪府の刑事判決録 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 42-83
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 65-1・2
2. 論文標題 諸吟味書 - 明治二年大阪府の刑事裁判録 - 22番帳	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学雑誌(大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 123-209
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安竹貴彦・諸吟味書研究会	4. 巻 65-3・4
2. 論文標題 諸吟味書 - 明治二年大阪府の刑事裁判録 - 23番帳 (その巻)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学雑誌 (大阪市立大学)	6. 最初と最後の頁 103-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 安竹貴彦
2. 発表標題 法史料から復元する移行期の日本社会」 - ティモシー・エイモス氏報告に対するコメント
3. 学会等名 大阪市立大学国際学術シンポジウム2021オンラインセミナー (第5回) (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 安竹貴彦	4. 発行年 2023年
2. 出版社 清文堂出版	5. 総ページ数 20
3. 書名 「諸吟味書」の世界 - 明治初年の大阪府の断獄 (大阪市立大学文学研究科叢書12『周縁的社会集団と近代』所収、分担執筆)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------